

フォーカス・グループ・インタビュー法を用いた 障害当事者による国際協力活動の評価

岩山 絵理 (愛知教育大学)

要約 本研究の目的は、国際協力活動が障害当事者にとって身近なものとなるためには、どのような工夫が必要なのか、活動を実施するうえで障壁となることは何かを検討すること、さらに国際協力活動が活動者自身にどのような影響を及ぼすかも合わせて明らかにすることである。研究方法は、2年間継続的に実施してきた活動の参加メンバーと職員に対するフォーカス・グループ・インタビューを実施し、得られたデータは、質的データ分析法(佐藤, 2008)を参考に分析した。この結果から、活動の問題点や活動の効果を整理した。問題点としては利用者の主体的活動となりにくい点や支援先の情報が得にくいこと、職員の負担が大きくなると実施が困難となることなどが示された。一方、活動の効果としては利用者にとっては、役割を持てたことに喜びを感じ、日常生活の中でも支援先のために積極的に活動する姿が見られるなど、生活の中の楽しみに繋がっていたこと、また共に活動する職員は利用者の新たな力に気づく機会となっていたことも示された。

キーワード: 障害当事者, 国際協力活動, インクルーシブ

I. はじめに

2006年12月に国連で採択された障害者権利条約は、これまで国連で採択された他の人権条約には記載がなかった国際協力を個別の条文として明記した(第32条)特徴がある。条文には「締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認識し、また、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会(特に障害のある人の団体)と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。このような措置には、特に次のことを含むことができる。」(a) 国際協力(国際的な開発計画を含む。)が、障害のある人にとって、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること。(b) 特に、情報、経験、訓練計画及び最良の実践の交換及び共有を通じて、能力形成を容易にしかつ支援すること。(c) 研究における協力並びに科学的及び技術的知識へのアクセスを容易にすること。(d) 適切な場合には、特に、アクセシブルな支援技術〔支援機器〕へのアクセス及びその共有を容易にすることにより並びに技術移転を通じて、技術援助及び経済援助を提供すること。」と記されている。一方日本国内の法律では、権利条約採択当時、国際協力について明記しているものはなかった。そのため、権利条約批准に向けた国内法の整備が進められる中で2011年の障害者基本法改正において総則第五条(国際的協調)「第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。」が新設され、また各則部分には第三十条(国際協力)「国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための

施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする」が新設され、総則と各則の双方に国際協力について明記された。しかし、島野(2013)は「形の上では国際協力が入ったように見えるが、国際的な相互協力を明記しているに過ぎず、権利条約にあるように開発協力が障害者にとってインクルーシブでアクセシブルな形になるという意味とは異なる。障害分野の国際協力は日本国内のインクルーシブ社会を達成するためにも、また途上国にいる障害者をエンパワーし、国際的にインクルーシブ社会の実現をしていくためにも必要なのではないか」と述べている。

国内の活動としては障害当事者団体であるDPI日本会議が、日本の障害者の知見を活用し、各国の障害者団体との連携の強化、途上国の障害者支援等の活動を行っている。またJICAでは障害当事者がボランティアとして派遣され活躍しているという事例も報告されている。(久野2012)しかし、国際協力に積極的に参加しているのは、まだまだ、ほんの一部の思いのある障害者だけであり、障害者にとって国際協力は自分とは関わりのないことである場合が多い。障害がなければ、国際協力に関心を持ち関わろうとするならばアクセスできる活動は多様である。しかし、障害当事者が活動に関わろうとする場合、その機会は多いとは言えない。それは、障害者の国際的活動には経済的な支援や移動(旅行)支援、通訳などのコミュニケーション支援などソフト面での諸条件の整備が必須であり、また、国内での活動を実施する場合でも、介助者の支援は必須である。それらが不十分なために国際的活動、国際協力の実施に困難が生じていると考えることができる。

インクルーシブな社会を実現するためには、障害がある人も、障害がない人も等しく様々な社会参加の機会が提供されるべきである。また、それは障害の種別や障害の程度で選択肢が狭められてはいけない。スポーツや文化、余暇活動についてはノーマライゼーションの実現やインクルーシブな社会が目指される時代の変化の中で、障害者がスポーツや文化、余暇活動を楽しむことを、人として当たり前の権利として理解されるようになってきた。しかし、国際協力活動のように他者を支援する活動への参加は、障害当事者の声を反映させるという必要性があるにもかかわらず、活動は広まっていない。障害者は支援を受ける対象と捉えている周囲の人々や、これまでの環境から自信が持てず、できることがないと考える障害者自身によって活動への参加が阻まれているのではないだろうか。そこで、本研究では国際協力活動が障害当事者にとって身近なものとなるためには、どのような工夫が必要なのか、活動を実施するうえで障壁となることは何かを検討すること、さらに国際協力活動が活動者自身にどのような影響を及ぼすかも合わせて観察することを目的に試行的な活動を実施することとした。活動は、情報の入手や日常生活で多くの支援が必要であり、国際協力活動への参加の機会が最も得にくい状況にあると考えられる障害者支援施設の入所者に参加を呼びかけ、試行することとした。

II. 活動の内容

A 障害者支援施設において、入所者による障害児・者を支援する国際協力活動（以下、活動）を実施している。活動の目的は障害当事者が国際協力活動に参加することで、支援内容に当事者の声を反映すること、さらに支援活動が参加する障害者自身の生きがいや生活の中の楽しみとなる効果を期待している。具体的にはウガンダ共和国、首都カンパラ近郊の busabala 地区の障害児に対する支援活動で、2016年11月から2018年12月まで2ヶ月に1度、施設内でウガンダコーヒー販売会を実施し、売上金の一部を寄付金とする活動を行ってきた。また、販売会のない月にはミーティングを行い、活動内容の検討を行っている。活動参加のメンバーは、国際協力活動参加者募集の説明会において参加を希望した6名の入所者と施設職員3名の協力を得て開始した。参加メンバーは、活動日の数日前から施設内放送で販売会実施についてアナウンスを行ったり、販売会当日の呼びかけ、コーヒーの準備、領収書の作成などそれぞれが役割を担って活動している。これまで活動では、5台の車椅子を寄付することができた。

支援内容は、ウガンダにおけるニーズ調査の結果（岩山2017）をふまえてミーティングで決定した。活

動当初は資金も限られていたため、まずは実現できることから実施することとなり車椅子の寄付をすることとなったが、ニーズ調査においては特別支援学校の必要性なども挙げられていた。このことについてメンバーからは「(健常児と) 別れるのはよくないよね」「やっぱり一緒にいいよね」などメンバーの経験から普通学級での学習の必要性が語られていた。このような、障害当事者の声を活動に反映していくことも今後の目標として活動を続けている。

III. 研究の目的と方法

活動開始より2年目を迎え、今後の活動をどのようにすべきかの方向性を明らかにすることや活動参加者や職員が活動の効果をどのように受け止めているかを把握することを目的とし、参加メンバーと職員に対するフォーカス・グループ・インタビューを実施した。

この結果から国際協力活動が障害当事者にとって身近なものとなるためには、どのような工夫が必要なのか、活動を実施するうえで障壁となることは何か、さらに国際協力活動が活動者自身にどのような影響を及ぼすかを検討する。

フォーカス・グループ・インタビューを導入したのは、参加メンバーには身体障害に加え知的障害があるため、評価の方法には配慮が必要であり、質問紙調査では質問内容が分からないということから、無回答が多く分析困難となる可能性もあった。そのため、今回は試行的にフォーカス・グループ・インタビューを実施することとした。また、上記の目的を達成するためには参加者の「なまの声」に基づく情報が何より必要であり、それを活動評価に反映し、活動の質の向上につなげたいと考えたからである。グループインタビュー法は、グループダイナミクスの中で個人の「なまの声」を引き出し、新しいアイデアを創出するのにもっとも適切な研究方法の一つである。()そして、職員がグループ内に調査対象者として一緒に加わり発言をしてもらうことや、参加者同士、自然に質問内容を確認し合うこともできるため、障害のあるメンバーにとってもわかりやすく、また安心して参加でき、メンバーの自由な発言を促すことにもつながると考えたからである。

IV. 研究の対象

インタビューは参加メンバー3名、職員3名を対象に実施した。活動はメンバー7名、職員3名で開始されたが、メンバー1名が途中で脱退、メンバー2名が病気のため死亡し、現在はメンバー4名で活動している。4名中1名は当日体調不良のためインタビューへの参加は難しく、参加可能な3名を調査対象とした。

職員は3名全員を対象とした。

VI. 倫理的配慮

調査への協力を依頼する際には、書面および口頭で、研究の目的、方法を説明した。インタビューは活動やミーティングを行っていたA障害者支援施設内のデイルームとし、場所への抵抗感がより少なくなるように配慮した。情報を漏れなく整理するため、ボイスレコーダーとビデオを設置し、音声や画像を記録することについて調査対象者より承認を得た。また、安心して討論が出来るように名前が外部に出ないこと、問い合わせ先を説明し、参加協力の承諾を書面で得た。

VII. 分析方法

得られたデータは、質的データ分析法（佐藤，2008）を参考に分析した。ボイスレコーダーに録音された記録から正確な逐語録を作成した。また、ビデオのデータから参加者の反応についても観察記録として作成した。インタビューの逐語録や観察記録を何度も読み、逐語録から①活動の問題点と活動の効果についての語りを抽出、（セグメント化）②定性的コーディング（オープン・コーディング）、③焦点的コーディング、④概念モデル化、⑤再文脈化の手順を取った。

VIII. 結果

分析の結果、活動の評価に関する〈活動の問題点〉〈活動への要望〉〈利用者への影響〉〈職員への影響〉の4つの概念的カテゴリー（コード）が抽出された。これらの4つの概念的カテゴリーには、それぞれを構成する18の焦点的コードと25の定性的コードが抽出された。

次に、コードの構成を記す。コードの表記は、概念的カテゴリーを〈〉、焦点的コードを【】、定性的コードを〔〕、オープン・コーディングを「」とした。

〈活動の問題点〉は【利用者が主体的であることの困難さ】【利用者の自信喪失】【職員の業務負担】の3つの焦点コードが抽出され【利用者が主体的であることの困難さ】が〔プレッシャーになる場合がある〕〔ほかのメンバーを無理に誘うわけにはいかない〕【利用者の自信喪失】は〔やれる人を見ると自信がなくなる〕〔やれることがないから辞めたい〕【職員の業務負担】は〔発注忘れ〕〔情報の伝達不足〕で構成された。〈活動への要望〉は【現地の情報収集】【活動の拡大】の2つの焦点コードが抽出された。【現地の情報収集】は〔現地の人が何が必要か知りたい〕〔車いすを使っ

ている様子など知りたい〕【活動の拡大】は〔活動を広げたい〕〔障害者のことを知ってほしい〕で構成された。〈利用者への影響〉は【役割】【貢献】【知識】【関心】の4つの焦点コードが抽出された。【役割】は〔自分の役割が楽しい〕〔役に立ててうれしい〕【貢献】は〔服を送りたい〕〔新メンバーを勧誘したい〕〔外部への販売に貢献したい〕【知識】は〔地球の裏側のことを知れた〕〔気候や生活の違いを知れた〕【関心】は〔活動実績を知りたい〕〔活動の効果について評価したい〕で構成された。〈職員への影響〉は【職員の気づき】【活動の喜び】の2つの焦点コードが中執された。【職員の気づき】は〔利用者が自信で考える姿を見れて嬉しい〕〔考えている姿に驚いた〕〔責任感をもって自分で考えて行動している姿を見られた〕〔入社時には想像していなかった利用者の姿が見られて嬉しい〕【活動の喜び】は〔利用者とともに一つの目標に向かった活動が出来て嬉しい〕で構成された。

以下は、各概念的カテゴリーにおける、焦点的コード、定性的コードからのストーリーラインである。

（1）活動の問題点

活動の問題点としては利用者から活動が「プレッシャーにならないといいね」や「新しいメンバーを無理に誘うことはできない」という発言もあり、職員から提供される活動に対して主体的にかかわることの困難さが伺えた。職員からは無理に参加しなくても良いことを伝え、誰でも役割が果たせるように活動内容を詳細に書いたものを用意するなど工夫をしているが、利用者がプレッシャーを感じてしまっている場合があった。

また、活動をしていく中で「やれている人を見ると、僕の方ができんから」「僕は、あんまりやれることがないから辞めたい」と活動を脱退するメンバーもいた。重い身体障害があることで思ったように身体を動かすことが出来ない利用者はグループで活動する中で他者と比較し自信を喪失してしまうことにつながっていた。

職員側の問題としては普段の業務に加えての活動となるため、「注文を聞いたりするけど発注を忘れてしまう」「メールで連絡しているけど結局連絡し損ねて職員全員へは伝わっていない」など活動が負担となっている面もあった。

（2）活動への要望

活動への要望としては「ほくはこういう活動を広めるべきだと思う」「僕らのことをもっと知ってほしい」「ウガンダの障害者のことも知ってほしい」と語る利用者がおり周囲の同意を得ていた。また、より効果のある支援をするために「向こうの人に何が必要とか聞きたい」という意見や話し合いの中で多くの利用者か

ら「ウガンダの生活の様子が知りたい」「車いすを使っているところを見たい」など支援先の情報をもっと具体的に得たいという意見が多く出された。

(3) 利用者への影響

活動を通じて利用者の多くは「スタンプ押しが楽しい」「放送をかけることが楽しい」と自身が担っている役割に楽しみを感じており「役に立ててうれしい」という言葉もあった。また、活動への貢献についても意欲的で「手伝えることがあるなら」「僕らで良ければ」「服を送りたい」「おじさんの店で販売したい」と意見が出された。そして、支援先であるウガンダへの興味が強くなり「気候の違いや生活の違いを知れたこと」を嬉しそうに語る姿があり、普段でも「テレビでアフリカがでると話題になる」など活動日以外でも支援先のことを考える場面も増えてきたと話している。また、継続して支援を行ってきたことで「いま車いすは何台?」「大人用の車いすは失敗だったかな」など活動の内容に対しても関心が高まっていた。

(4) 職員への影響

利用者とともに活動を行っていく中で「普段は支援を受ける利用者さんが何かを同じ障害を持つ方のためにしようと一生懸命に考えてくれる。普段やらないことをやろうとするのは嬉しく感じる」「皆さんが責任をもっているのがすごいと思う」「こんなこともできるんやとか、こんなに考えて活動に参加できるんやとか新たな一面を発見できてよかった」「利用者のやりがいにもなっていると思う」など利用者の新たな一面に気づき、また「こういう機会があると、何か一つを目指す、一緒にできて嬉しい」という感想もあった。

この結果から活動の問題点としては利用者の主体的活動となりにくい点や支援先の情報が得にくいこと、職員の負担が生じていることが示された。今後の課題として利用者の主体的な活動とするためミーティングの在り方を見直し、職員中心での話し合いではなく時間はかかっても利用者が発言する機会や自身の考えを言える環境を整えること、支援先との情報交換を行えるようにすること、職員の負担となっている業務については、役割を担うことに喜びを感じている利用者が担えないか、その方法を検討することが必要だと考える。身体や知的に障害があり、施設で集団生活をしている利用者にとって主体的に活動することは非常に難しいのではないだろうか。利用者は普段の生活の中で主体的に活動することや自身の考えを述べる機会が持てるよう支援されているが、まだまだその機会は少ないように感じる。支援活動は主体的な活動となり得る機会であるため、今後の中心的な課題として取り組んでいきたい。

一方、活動の影響としては利用者にとっては、役割

を持てたことに喜びを感じ、日常生活の中でも支援先のために積極的に活動する姿が見られるなど、生活の中の楽しみに繋がっていたこと、また共に活動する職員は利用者の新たな力に気づく機会となっていたことも示された。今後も利用者、職員双方にとって楽しみややりがいを感じながら行える活動としていくため、活動内容、ウガンダへの支援内容をメンバーとともに考え発展させていく必要があるだろう。

IX. 考察

本インタビュー調査の結果より、国際協力活動が障害当事者にとって身近なものとなるためには、どのような工夫が必要なのか、活動を実施するうえで障壁となることは何かを考察する。国際協力活動が障害当事者にとって身近なものとなるためには、情報を得られる機会を増やすことやNGOなど国際協力活動を実施している機関との交流が必要である。さらに国際協力活動が活動者自身にどのような影響を及ぼすかを検討する。

この活動においては障害当事者が国際協力活動へ参加することが支援先であるウガンダの障害者にとって大きな効果を生み出したということではできないが、活動に参加している障害者支援施設で生活する利用者にとっての生活の中の楽しみとなり、このような活動が彼らの生きがいとなる可能性を見ることが出来た。

障害者支援施設で生活する利用者への日中活動以外の時間である余暇時間をどのように支援していくかは課題となっている。石田、奥西、萩原、堀川(2017)は国立のぞみの園における余暇時間の現状と課題の調査から「テレビ鑑賞」の割合が自発的な余暇活動(24.1%)、支援員から提供されている余暇活動(57.3%)と共に最多であったことが報告されている。テレビ鑑賞が余暇時間の過ごし方として問題というものではない。入所者の障害の重度化や高齢化もこれに大きく関係しており、ゆったりと過ごせる時間を確保することも重要である。しかし、生活の質を向上させるという観点からみれば、余暇時間の過ごし方の選択肢を広げていくことは必要である。内閣府「満足度・生活の質に関する調査」において、「満足度・生活の質に関する指標群(ダッシュボード)を構築することを目指し、2018年度に生活満足度について1万人を対象としたWEB調査を実施している。その結果として国民の満足度に影響を及ぼす要因として性別、年齢、年収に加えて健康状態が良いほど満足度が高く、また頼りになる人の数やボランティア活動の頻度等(ソーシャルキャピタル)が増加するほど満足度が高いこと、趣味や生きがいの有無で満足度の差が大きいことなどが報告されている。

障害者支援施設において国際協力活動を実施するこ

とは、利用者にとって趣味や生きがいとなる可能性があり、また施設内の職員だけがかかわるのではなく外部の機関と協力して実施することによりソーシャルキャピタルの増加にもなり得るのではないだろうか。

X. 本研究の限界と今後の課題

本研究は一施設の限られた人数の対象者による調査結果であり、質的研究においては無作為抽出が行われることは少ないため、数値による調査の妥当性を統計学的倫理に基づいて評価することは困難である。また、試行的にグループインタビューを実施したが、対象者に障害があることにより質問に対する理解ができるように配慮していたが、十分にされていない部分があった可能性も否定できない。当事者の参加を促し、当事者の意見を反映させるためには、今後さらに調査方法の検討や工夫が必要である。

また、国際協力活動が障害者にとって生きがいや生活の中の楽しみとなる可能性は見ることはできたが、対象者が限定的であったため、その効果を明らかにできているわけではない。また、支援先への効果も明らかにすることはできなかった。

今後は障害当事者による国際協力活動を実施する様々な方を対象に調査し、その効果を明らかにしたい。

文献

- 外務省 (2019) 「障害者の権利に関する条約」
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html, 2020.1.17)
- 内閣府 (2013) 「障害者基本法」
(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>, 2020.1.17)
- 安梅勅江, 2001, 『ヒューマンサービスにおけるグループインタビュー法 科学的根拠に基づく質的研究法の展開』, 医師薬出版株式会社
- 石田亮子・奥西允・萩原美里・堀川慶太 (2017) 「のぞみの園における余暇時間の現状と課題 235 人を対象としたアンケート結果から」, 『国立のぞみの園紀要』, 第 11 巻, 141-150 頁
- 岩山絵理 (2017) 「ウガンダにおける障害児とその家族への援助活動に向けた障害児を養育する家庭のニーズに関する研究－保護者に対するグループインタビューからの考察－」『愛知淑徳大学論集』第 7 号, 59-66
- 久野研二 (2012) 『ピア・ボランテア世界へーピアとしての障害者の国際協力』現代書館
- 佐藤郁也, 2008, 『質的データ分析法 原理・方法・実践』, 新曜社
- 島野涼子 (2013) 「障害分野に関する国際協力への日本の取り組み」, 『横浜国際経済法学』第 21 巻, 3 号, 411-424 頁